

高知県介護サービス事業者協働化支援事業費補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号。以下「規則」という。）第24条の規定に基づき、高知県介護サービス事業者協働化支援事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

（補助目的及び補助対象事業）

第2条 県は、介護保険制度の円滑な運営に資することを目的に、複数の法人で構成する事業者グループが協働して行う経営の安定化に向けた協働化・大規模化等による職場環境の改善を図る事業に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。

（補助対象事業者）

第3条 この補助金の交付の対象となる者は、小規模法人（1法人当たり1の施設又は事業所のみを運営するような法人等、事業目的に照らし、県が認める法人をいう。）を1以上含む、複数の法人により構成される事業者（以下「事業者グループ」という。）とする。

なお、申請を行う事業者グループの代表者（以下「申請代表法人」という。）は介護事業所・介護施設等（介護保険法に基づくサービスを提供する全てのサービス事業所を対象とする。以下「介護事業所等」という。）を運営する法人とし、事業者グループには、介護事業所等の他、老人福祉法に定める施設・事業所、障害者総合支援法に定める障害福祉サービス事業所、児童福祉法に定める児童福祉サービス事業所等、介護保険サービス以外の福祉サービスのみを提供する法人が運営する事業所を含めてもよい。

（補助対象経費、補助率及び基準額）

第4条 第2条に規定する補助対象事業（以下「補助事業」という。）の補助対象経費、補助率及び基準額は、別表第1に定めるとおりとする。

（補助額の算定方法）

第5条 補助額は、次により算出するものとする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

- （1）別表第1の第1欄に定める補助対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に、第2欄に定める補助率を乗じて得た額を算出する。
- （2）前号により算出した額と、第3欄に定める基準額を比較して、少ない方の額を補助額とする。

（補助金の交付の申請）

第6条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、別記第1号様式による補助金交付申請書を知事に提出しなければならない。

- 2 補助事業者は、前項の補助金交付申請書の提出に当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税の相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除する

ことができる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た額をいう。以下同じ。）がある場合は、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかでない場合は、この限りでない。

（補助の条件）

第 7 条 補助事業者は、補助金の交付の目的を達成するため、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- （１）補助事業の内容を変更（補助金額の 20 パーセント以内の減額を除く。）しようとするときは、あらかじめ別記第 2 号様式による変更承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならないこと。
- （２）補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、別記第 3 号様式による中止（廃止）承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならないこと。
- （３）補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに、別記第 4 号様式による遅延等報告書を知事に提出し、その指示を受けなければならないこと。
- （４）補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価 30 万円以上の機械、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第 14 条第 1 項第 2 号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けずに、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならないこと。
- （５）知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがあること。
- （６）補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならないこと。
- （７）補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後 5 年間保管しておかななければならないこと。ただし、補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価 30 万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第 14 条第 1 項第 2 号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかななければならないこと。
- （８）厚生労働省等が実施する調査研究事業等に可能な限り協力すること。
- （９）補助を受けた翌年度に、事業効果を県に対し報告すること。
- （10）県税の滞納がないこと。
- （11）事業に要する経費の補助事業の執行に際しては、県が行う契約手続の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- （12）補助事業の実施に当たっては、別表第 2 に掲げるいずれかに該当すると認められるものを契約の相手方としないこと等暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- （13）補助事業の実施において物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン

購入基本方針」に基づき、環境物品等の調達に努めること。

(概算払)

第 8 条 知事は、補助金の交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、その全部又は一部を概算払することができる。

2 補助事業者は、補助金の概算払を受けようとするときは、別記第 5 号様式による概算払請求書を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第 9 条 補助事業者は、補助事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して 30 日を経過した日又は補助事業実施年度の 2 月 28 日のいずれか早い日までに、別記第 6 号様式による実績報告書を知事に提出しなければならない。

2 補助事業者は、第 6 条第 2 項ただし書の規定により補助金の交付の申請を行った場合であって、前項の実績報告書の提出期限までに当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになったときは、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

3 補助事業者は、第 6 条第 2 項ただし書の規定により補助金の交付の申請を行った場合であって、第 1 項の実績報告書を提出した後に、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定したとき（仕入控除税額が 0 円の場合を含む。）は、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度 6 月末日までに速やかに別記第 7 号様式による消費税仕入控除税額等報告書を知事に提出しなければならない。また、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等があることが確定した場合には、その金額を県に返還しなければならない。

(遂行状況の報告等)

第 10 条 知事は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し、補助事業の遂行の状況について報告を求め、又は必要な調査を行うものとする。この場合において、補助事業者は、知事からの報告の求め又は調査に協力しなければならない。

(情報の開示)

第 11 条 補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例（平成 2 年高知県条例第 1 号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第 6 条第 1 項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示するものとする。

(委任)

第 12 条 この要綱に定める事項のほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和 7 年 7 月 25 日から施行する。

2 この要綱は、令和 8 年 5 月 31 日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第 7 条第 4 号から第 9 号まで、第 9 条第 3 項、第 10 条及び第 11 条については、同日以降もなおその効力を有する。

別表第 1（第 4 条、第 5 条関係）

1 補助対象経費	2 補助率	3 基準額
事業者グループが行う、経営の協働化・大規模化等を通じた職場環境改善に資する取組に要する（１）から（10）までに掲げる経費 （１）合同での人材募集や一括採用等による人材確保や共同での職場の魅力発信に必要な経費 （２）共同送迎の実施に向けた調査等に必要な経費 （３）共同発注による福利厚生の実施や職場環境改善等、従業員の職場定着や職場の魅力向上に資する取組に必要な経費 （４）合同研修や人事交流の実施等、共同での人材育成に必要な経費 （５）人事管理や給与制度、福利厚生等のシステム・制度の共通化に必要な経費 （６）加算の取得事務を含む業務の集約・共同での外部化に必要な経費 （７）各種委員会の共同設置や各種指針の共同策定等に必要な経費 （８）協働化等にあわせて行う I C T インフラの整備に必要な経費（通信費は対象外） （９）協働化等にあわせて行う老朽設備・備品の更新・整備に必要な経費（事業所車両の購入費は対象外） （10）経営及び職場環境改善等に関する専門家等による支援に必要な経費 報酬、給料、報償費、職員手当等、共済費、旅費、役務費、使用料及び賃借料、委託料、需用費、備品購入費、負担金	4 / 5 以内	事業者グループを構成する法人数 1 につき120万円（訪問介護事業所を運営する法人の場合は150万円）とし、1 事業者グループ当たり 1,200 万円を上限とする。

別表第 2（第 7 条関係）

- 1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成 22 年高知県条例第 36 号。以下「暴排条例」という。）第 2 条第 1 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第 3 号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第 18 条又は第 19 条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあっては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。